手引き様式第34号（手引き第13条関係）（用紙 日本工業規格Ａ４縦型）

第　　　　　 号

年　　 月　　 日

様

伊豆の国市長 印

開発区域内における建築等の制限解除について

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、都市計画法第37条第１号の規定に基づき、下記のとおり建築等の制限を解除します。

記

１ 開発行為許可年月日 　　　　　　　　年 　　月　　 日 第　　 号

２ 開発区域に含まれる地域の名称

３ 建築等の制限を解除する土地の区域

４ 予定建築物等の用途、規模、構造、棟数

５ 解除に付した条件

当該開発区域（開発区域を工区に分けたときは当該工区）の工事の検査済証の交付を受けるまでは、建築物等は使用してはならない。

ただし、公共施設の帰属を伴う場合は、工事が完了した旨の公告があるまでの間は、建築物等は使用してはならない。

別紙

教示

この処分に不服がある場合は、次のとおり異議申立て又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

１ 異議申立て

この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、伊豆の国市長に対してすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過するとできなくなります。）。

２ 処分の取消しの訴え

この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、伊豆の国市を被告（訴訟においては伊豆の国市長が被告の代表者となります。）として提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過するとできなくなります。）。なお、上記１の異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する裁決（決定）があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。